

VI
179
6-
187

公立大学校 名誉教授申請標準

天野 433

公立大学

- 一、公立大学教官として在職することが二十年以上で内一級官（勅任官 勅任官待遇を含む）として十年以上勤務して功勞の顯著であつたもの
- 二、前号の年数には達しなすが学術上の成績が顯著であつたもの
- 三、学長として大学の運営に關して功勞の特に顯著であつたものは第一号の年数に達しなくとも詮議する場合がある

公立高等学校及公立専門学校

- 一、公立高等学校及び公立専門学校の特任校長、教授たること二十五年以上で学校長として四年以上勤務し且教育上の功勞顯著であつたもの
- 二、公立高等学校及び公立専門学校の特任教授として三十年以上勤務し教育上の功勞顯著であつたもの

- 三、一号二号各学校の在職年数は相互に通算し専任の公立大学教官又は教育事務に従事した二級官（高等文官、高等文官待遇を含む）の勤続年限は一号二号の年限に通算する。但し一号の場合に於ては十五年以上二号の場合に於ては二十年以上公立高等学校及公立専門学校の特任校長教授であつたもの
- 四、一号二号の年限には達しなすが学術上の成績又は学校運営上功勞が特に顯著であつたものは詮議する場合がある
- 五、各校の名誉教授は四人を超えることが出来ない

